

## 指名停止措置簿

### 1 指名停止を受けた測量、建設コンサルタント等事業者に関する事項

商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地
株式会社タカチ測建	代表取締役 大崎 暉彦	高知市愛宕町3-11-25

### 2 指名停止の内容

指名停止期間	令和7年10月14日から令和7年10月27日まで (2週間)
指名停止の理由	株式会社タカチ測建は、高知県須崎土木事務所四万十町事務所発注の「寺ヶ谷川 砂防メンテナンス用地測量調査委託業務（砂防（メ）第109-2-2号）」について、正当な理由がなく完成期日に完成できなかつたため。  ※該当条項 高知県建設工事等指名停止措置要綱第1条規定の別表第1の第4号（契約違反）に該当 同要綱の取扱いの別表第1関係3の1（完成期限の違反）に該当